

10年保存
機密性 1

基発 0731 第 5 号
平成 26 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の
履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」
の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」又は「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成 20 年 11 月 27 日付け基発第 1127006 号「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」により指示しているところである。今般、平成 24 年 4 月 18 日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」によりベトナム人看護師等が受け入れられることを踏まえ、当該通達について、別紙のとおり改正することとしたので、この的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」新旧対照表

改正後	現行
<p>基発第 1127006 号 平成 20 年 11 月 27 日 改正 基発 0904 第 1 号 平成 21 年 9 月 4 日 改正 基発 0731 第 5 号 平成 26 年 7 月 31 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (契 印 省 略)</p> <p>インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について</p> <p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「協定」という。)又は「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社</p>	<p>基発第 1127006 号 平成 20 年 11 月 27 日 改正 基発 0904 第 1 号 平成 21 年 9 月 4 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (契 印 省 略)</p> <p>インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について</p> <p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」又は「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「協定」という。)に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシ</p>

会主義共和国との間の交換公文」（以下「交換公文」という。）に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）、フィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）並びにベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者（以下「ベトナム人看護師等」という。）に対する労働基準関係法令の適用及び労働条件の確保については、平成20年9月8日付け基発第0908001号「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について、平成21年6月9日付け基発第0609001号「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れるフィリピン人看護師等の労働条件等の確保について、及び平成26年7月28日付け基発0728第4号「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」に基づき受け入れるベトナム人看護師等の労働条件等の確保について」により指示したところである。

今般、下記のとおり、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

ア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）並びにフィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）に対する労働基準関係法令の適用及び労働条件の確保については、平成20年9月8日付け基発第0908001号「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について、及び平成21年6月9日付け基発第0609001号「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れるフィリピン人看護師等の労働条件等の確保について」により指示したところである。

今般、下記のとおり、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報事案

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案

労働基準監督機関において協定又は交換公文に基づきインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等を受け入れる事業場（以下「インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ事業場」という。）に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。

(2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案

出入国管理機関においてインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等受入れ事業場を調査した結果、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2～4 (略)

5 実施の時期

本通達に基づく相互通報制度は、インドネシア人看護師等に係る事案については平成 20 年 11 月 27 日、フィリピン人看護

記

1 通報事案

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案

労働基準監督機関において協定に基づきインドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等を受け入れる事業場（以下「インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等受入れ事業場」という。）に対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められた事案とすること。

(2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案

出入国管理機関においてインドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等受入れ事業場を調査した結果、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2～4 (略)

5 実施の時期

本通達に基づく相互通報制度は、インドネシア人看護師等に係る事案については平成 20 年 11 月 27 日、フィリピン人看護

護師等に係る事案については平成 21 年 9 月 4 日、ベトナム人
看護師等に係る事案については平成 26 年 7 月 31 日から実施
すること。

師等に係る事案については平成 21 年 9 月 4 日から実施するこ
と。

別添

労働局	通報先入国管理局			
北海道	札幌入国管理局	審査部門	〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-9658
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 新潟 山梨 長野	仙台入国管理局	審査部門	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京	東京入国管理局	就労 審査部門	〒 108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7252
神奈川	東京入国管理局 横浜支局	就労・永住 審査部門	〒 236-0002 神奈川県横浜市金沢市島浜町10-7	045-769-1721
富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山	名古屋入国管理局	就労 審査部門	〒 465-8601 愛知県名古屋港区正保町5-18	052-559-2114
大阪	大阪入国管理局	就労・永住 審査部門	〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	06-4703-2195
兵庫	大阪入国管理局 神戸支局	審査部門	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	広島入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412
高松	高松入国管理局	審査部門	〒 760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5851
福岡	福岡入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル内	092-626-5151
沖縄	福岡入国管理局 那覇支局	審査部門	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4186

別添

労働局	通報先入国管理局			
北海道	札幌入国管理局	審査部門	〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 新潟 山梨 長野	仙台入国管理局	審査部門	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
東京	東京入国管理局	研修・短期 審査部門	〒 108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111
神奈川	東京入国管理局 横浜支局	留学・研修 審査部門	〒 231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045-661-5118
富山 石川 福井 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山	名古屋入国管理局	留学・研修 審査部門	〒 465-8601 愛知県名古屋港区正保町5-18	052-559-2150
大阪	大阪入国管理局	留学・研修 審査部門	〒 540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6941-0771
兵庫	大阪入国管理局 神戸支局	審査部門	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	広島入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-4412
高松	高松入国管理局	審査部門	〒 760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5851
福岡	福岡入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル内	092-626-5200
沖縄	福岡入国管理局 那覇支局	審査部門	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4186